

現行

改正後

第1号様式(第5条第2項)

第1号様式(第5条第2項)

(表)

(表)

開発行為施行同意書

開発行為施行同意書

年 月 日

年 月 日

(あて先)
横浜市長

(あて先)
横浜市長

住所
開発許可の申請者 氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

住所
開発許可の申請者 氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

都市計画法第33条第1項第14号に規定する開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ましたので、次の同意書を提出します。

都市計画法第33条第1項第14号に規定する開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ましたので、次の同意書を提出します。

同意書

同意書

私が権利を有する次の物件について、上記の者が都市計画法の規定により開発行為を施行し、又は当該開発行為に関する工事を実施することに同意します。

私が権利を有する次の物件について、上記の者が都市計画法の規定により開発行為を施行し、又は当該開発行為に関する工事を実施することに同意します。

なお、公共施設の用に供する土地となる場合についても異議ありません。

1	2	3	4	5	6	7	8
所在・地番	地目又は建築物その他の工作物の種類	地積又は建築物その他の工作物の規模、用途等	権利の種類別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	摘要
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			

1	2	3	4	5	6	7	8
所在・地番	地目又は建築物その他の工作物の種類	地積又は建築物その他の工作物の規模、用途等	権利の種類別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	摘要
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			

裏面(略)

裏面(略)

現行

第8号様式（第10条第1項）

（表）

開発行為変更許可申請書

（申請先）

年 月 日

横浜市長

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話 ()

印

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

変更許可申請事項の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 区
	2	開発区域の面積	m ²
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者	住 所 氏 名 電話 ()
	5	法第34条の該当する号及び該当する理由	
	6	その他必要な事項	
その他の事項	7	設計者住所氏名	住 所 氏 名 電話 ()
	8	工事着手予定年月日	年 月 日 (許可の日から 日以内)
	9	工事完了予定年月日	年 月 日 (許可の日から 箇月以内)
開発許可の元許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 開 号	
変更の理由			
※ 開発登録簿の番号			
※ 年月日照合済	※ 許可に付けた条件	別紙条件のとおり	※ 受付番号 ※ 手数料欄
※ 申請者印	※ 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 変 号	

裏面 (略)

改正後

第8号様式（第10条第1項）

（表）

開発行為変更許可申請書

（申請先）

年 月 日

横浜市長

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話 ()

印

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

変更許可申請事項の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 区
	2	開発区域の面積	m ²
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者	住 所 氏 名 電話 ()
	5	法第34条の該当する号及び該当する理由	
	6	その他必要な事項	
その他の事項	7	設計者住所氏名	住 所 氏 名 電話 ()
	開発許可の元許可年月日及び許可番号		
変更の理由			
※ 開発登録簿の番号			
※ 年月日照合済	※ 許可に付けた条件	別紙条件のとおり	※ 受付番号 ※ 手数料欄
※ 申請者印	※ 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 変 号	

裏面 (略)

第8号様式の2（第10条の4第1項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

開発行為変更許可通知書

住所
氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました開発行為（受付番号第 変 号）の施行については、次の条件を付けて許可しましたので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の規定により通知します。

条件	別紙のとおりに
1 開発区域に含まれる地域の名称	区
2 開発区域の面積	m ² 3 予定建築物等の用途
4 許可申請者住所氏名	住所氏名 電話 ()
5 工事施行者住所氏名	住所氏名 電話 ()
6 設計者住所氏名	住所氏名 電話 () (申告番号)
<u>7</u> 工事着手予定年月日	<u>年 月 日</u> (許可の日から 日以内)
<u>8</u> 工事完了予定年月日	<u>年 月 日</u> (許可の日から 箇月以内)
<u>9</u> 開発許可の元許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 開 号
<u>10</u> 法第34条の該当する号及び該当する理由	
<u>11</u> その他必要な事項	

(備考)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式の2（第10条の4第1項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

開発行為変更許可通知書

住所
氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました開発行為（受付番号第 変 号）の施行については、次の条件を付けて許可しましたので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の規定により通知します。

条件	別紙のとおりに
1 開発区域に含まれる地域の名称	区
2 開発区域の面積	m ² 3 予定建築物等の用途
4 許可申請者住所氏名	住所氏名 電話 ()
5 工事施行者住所氏名	住所氏名 電話 ()
6 設計者住所氏名	住所氏名 電話 () (申告番号)
<u>7</u> 開発許可の元許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 開 号
<u>8</u> 法第34条の該当する号及び該当する理由	
<u>9</u> その他必要な事項	

(備考)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

現行

改正後

第9号様式の2（第11条の2第1項）

第9号様式の2（第11条の2第1項）

（表）

（表）

開発行為変更協議申出書

開発行為変更協議申出書

年 月 日

年 月 日

（申出先）

（申出先）

横浜市長

横浜市長

申出者 所在地

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

名称及び代表者の氏名

電話

電話

（ ）

（ ）



都市計画法第35条の2第4項において準用する都市計画法第34条の2第1項の規定による開発行為の変更の協議を申し出ます。

都市計画法第35条の2第4項において準用する都市計画法第34条の2第1項の規定による開発行為の変更の協議を申し出ます。

変更協議申出事項の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 区
	2 開発区域の面積	m ²
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	住所 氏名 電話 ()
	5 法第34条の該当する号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
その他の事項	7 設計者住所氏名	住所 氏名 電話 () (申告番号)
	8 工事着手予定年月日	年 月 日(同意の日から 日以内)
	9 工事完了予定年月日	年 月 日(同意の日から 箇月以内)
開発協議の元同意年月日及び同意番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
※ 開発登録簿の番号		
※ 年月日 照合済	※ 協議成立に当たって付けた条件	別紙条件のとおり
※ 申出者印	※ 協議成立年月日及び協議成立番号	年 月 日 第 変 号

変更協議申出事項の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 区
	2 開発区域の面積	m ²
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	住所 氏名 電話 ()
	5 法第34条の該当する号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
その他の事項	7 設計者住所氏名	住所 氏名 電話 () (申告番号)
	開発協議の元同意年月日及び同意番号	
変更の理由		年 月 日 第 号
※ 開発登録簿の番号		
※ 年月日 照合済	※ 協議成立に当たって付けた条件	別紙条件のとおり
※ 申出者印	※ 協議成立年月日及び協議成立番号	年 月 日 第 変 号

裏面 (略)

裏面 (略)

現行

第9号様式の3（第11条の2第3項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

開発行為変更同意通知書

所在地

名称及び代表者の氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に申出のありました開発行為（受付番号第 変 号）の施行については、次の条件を付けて同意しましたので通知します。

条 件	別 紙 の と お り	
1 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市	区
2 開発区域の面積		m ²
3 予定建築物等の用途		
4 協議申出者所在地・名称及び代表者の氏名	住所 氏名	電話 ()
5 工事施行者住所氏名	住所 氏名	電話 ()
6 設計者住所氏名	住所 氏名	電話 () (申告番号)
7 工事着手予定年月日	年 月 日(同意の日から 日以内)	
8 工事完了予定年月日	年 月 日(同意の日から 箇月以内)	
9 開発協議の元同意年月日及び同意番号		
10 法第34条の該当する号及び該当する理由		
11 その他必要な事項		

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
 - この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

改正後

第9号様式の3（第11条の2第3項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

開発行為変更同意通知書

所在地

名称及び代表者の氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に申出のありました開発行為（受付番号第 変 号）の施行については、次の条件を付けて同意しましたので通知します。

条 件	別 紙 の と お り	
1 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市	区
2 開発区域の面積		m ²
3 予定建築物等の用途		
4 協議申出者所在地・名称及び代表者の氏名	住所 氏名	電話 ()
5 工事施行者住所氏名	住所 氏名	電話 ()
6 設計者住所氏名	住所 氏名	電話 () (申告番号)
7 開発協議の元同意年月日及び同意番号		
8 法第34条の該当する号及び該当する理由		
9 その他必要な事項		

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
 - この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

現行

第 21 号様式 (第 22 条)

開発登録簿の写し交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所
氏 名 
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

開発許可を受けた者	
開発区域の地域の名称又は団地名	
交付を求める写しの種別及び部数	調 書 枚 土地利用計画図 枚 計 枚
交付を求める理由 (簡潔明瞭に記載してください。)	
※ 手貼 数 料付 証 紙欄	
※ 受 付 処 理 欄	開発登録簿 区 No.

(注意) ※印のある欄は、記載しないでください。

改正後

第 21 号様式 (第 22 条)

開発登録簿の写し交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

開発許可を受けた者	
開発区域の地域の名称又は団地名	
交付を求める写しの種別及び部数	調 書 枚 土地利用計画図 枚 計 枚
交付を求める理由 (簡潔明瞭に記載してください。)	
※ 手貼 数 料付 証 紙欄	
※ 受 付 処 理 欄	開発登録簿 区 No.

(注意)

1 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。

2 ※印のある欄は、記載しないでください。